

令和3年2月4日

株式会社エデュカルモチベーションズほか3事業者が行う学力診断テスト等の役務及び学習教材の訪問販売に関する注意喚起

中国経済産業局が令和3年2月3日付けで特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）に基づく業務停止命令及び指示を行ったU-werk ホールディングス株式会社（以下「ユーウェルク」といいます。）及び株式会社ワンズウェイ（以下「ワンズウェイ」といいます。）について、消費者安全法に規定する消費者の利益を不当に害するおそれがある行為（威迫して困惑させる行為、再勧誘及び迷惑勧誘）を行っていることが確認されたところ、今後、これと同種又は類似の行為が、株式会社エデュカルモチベーションズ（以下「エデュカルモチベーションズ」といいます。）、株式会社Mind Rise（以下「マインドライズ」といいます。）、株式会社エフェクトプラン（以下「エフェクトプラン」といいます。）及び株式会社Shine プロ（以下「シャインプロ」といいます。）によって繰り返し行われる可能性が高いと認められます。

このため、消費者安全法第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

1. 中国経済産業局による行政処分の概要

中国経済産業局は、令和3年2月3日付けで、「ニューレコード」と称する中学生向けの学習教材の訪問販売、並びに「検定診断」と称する学力診断テストの実施、同テストに関する成績表の作成及び同テスト結果の説明等の役務の訪問販売を連携共同して行っている以下の2事業者に対して、特定商取引法に違反する勧誘行為（威迫して困惑させる行為、再勧誘、迷惑勧誘など）をしたと認め、6か月の業務停止命令及び再発防止策の実施等の指示を行いました。

（注）認定した違反行為等の詳細は別紙の1. 及び令和3年2月4日付け「訪問販売業者【U-werk ホールディングス株式会社及び株式会社ワンズウェイ】に対する行政処分について」を参照。

※以下は商業登記されている内容です。

名称	U-werk ホールディングス株式会社（法人番号 6030005006562）
所在地	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号セルリアンタワー15F
代表者	藤原 完（ふじわら かん）、寺田 勝樹（てらだ まさき）

名称	株式会社ワンズウェイ（法人番号 2120001186717）
所在地	大阪市港区弁天一丁目 2 番 30 号
代表者	前田 正大（まえだ せいだい）

中国経済産業局が認定したユーウェルク及びワンズウェイの特定商取引法に違反する行為のうち、威迫して困惑させる行為、再勧誘及び迷惑勧誘は、消費者安全法に規定する消費者の利益を不当に害するおそれのある行為にも該当すると認められます。

2. 消費者庁が確認した事実

ユーウェルクは、いずれも訪問販売を行うワンズウェイ及び以下の4事業者について、訪問販売の手法及びその実施状況等を指導監督するなどして、当該5事業者が行う訪問販売事業を一体的に統率しており、当該5事業者の間では、営業担当地域や営業担当商品・役務の分担の入替え及び社員の異動が度々行われています。

(注) 以下の4事業者について確認された事実の詳細は別紙の2. を参照。

したがって、上記1. でユーウェルク及びワンズウェイについて認められた消費者の利益を不当に害するおそれのある行為(威迫して困惑させる行為、再勧誘及び迷惑勧誘)と同種又は類似の行為が、以下の4事業者においても繰り返される可能性が高いと認められます。

※以下は商業登記されている内容です。

名 称	株式会社エデュカルモチベーションズ (法人番号 1030001117814)
所在地	長野県松本市中央一丁目8番11号
代表者	鈴木 健之 (すずき けんじ)

名 称	株式会社 Mind Rise (法人番号 8040001069429)
所在地	千葉県柏市柏4-5-10
代表者	高塚 伸明 (たかつか のぶあき)

名 称	株式会社エフェクトプラン (法人番号 9011001058290)
所在地	さいたま市北区宮原町二丁目38-12
代表者	相川 良 (あいかわ りょう)

名 称	株式会社 Shine プロ (法人番号 6030001043031) ※平成31年1月に株式会社ファニーワークから商号変更。
所在地	埼玉県上尾市上町1-4-1
代表者	太田 雄士 (おおた ゆうし)

3. 消費者庁から皆様へのアドバイス

上記1.の2事業者及び上記2.の4事業者が行う学力診断テスト等の役務及び学習教材の訪問販売について十分注意するとともに、一般的に、以下のような手口には十分に注意してください。

以下のような手口の訪問販売を受けた場合には、以下のアドバイスを参考にしてください。

- 安価な学力診断テストの受験申込みをさせた上で、その結果を踏まえた学習アドバイス等を行うという名目で再度自宅を訪問し、その際に、高額な学習教材の購入を執ように勧めるという手口で勧誘が行われています。

学習アドバイスをするなどの名目で自宅への訪問を許すと、退去を求めても居座って執ような勧誘を受けたり、高額な商品売りつけられるリスクがあることに十分注意して、安易に自宅への訪問を許さないよう注意してください。

- 営業員が自宅を訪問して、契約を締結するしかないという心境に追い込む執ような勧誘を受けても、契約の締結をしたくない場合には、あきらめずに断り続けることが重要です。このような勧誘を受けた場合は、各地の消費生活センター等に相談してください（下記の188（局番なし）の消費者ホットラインを活用ください。）。

- 学力診断テスト等の役務の提供を受ける契約を締結した場合、代金が3,000円未満で、契約を締結した際に現金でその全額を支払っても、契約した役務の履行がその場で全て完了していなければ、なお、当該契約をクーリング・オフできます。

契約締結時に学力診断テストの問題と解答用紙を受領したのみである場合などには、なお、クーリング・オフできる場合が多いので、事業者からクーリング・オフ期間内であるにもかかわらずクーリング・オフはできないなどの説明があったときは、各地の消費生活センター等に相談してください。

- 取引に関して不審な点があった場合は、お金を支払う前に、各地の消費生活センター等に相談しましょう。

消費生活センター等では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必要に応じてあっせんを無料で行っています。

相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）

電話番号 **188（いやや！）** ※局番なし

公表内容に関する問合せ先

消費者庁取引対策課

電話：03-3507-9213

FAX：03-3507-9291

1. ユーウェルク及びワンズウェイによる消費者の利益を不当に害するおそれがある行為の概要

(1) ユーウェルク及びワンズウェイが行っている訪問販売の内容

ユーウェルク及びワンズウェイは、連携共同して、営業所等以外の場所である消費者宅において、「ニューレコード」と称する中学生向けの学習教材（以下「本件商品」といいます。）の売買契約又は「検定診断」と称する学力診断テストの実施、同テストに関する成績表の作成及び同テスト結果の説明等の役務（以下「本件役務」といいます。）を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」といいます。）を締結しており、ワンズウェイとユーウェルクが連携共同して行う本件商品の販売及び本件役務の提供は、訪問販売に該当します。

ユーウェルクは、ワンズウェイと締結している業務委託契約に基づき、ワンズウェイに対して営業の手法を指導監督するとともに、ワンズウェイに営業の実施状況を日常的に報告させて管理監督し、当該営業の実施方針についてワンズウェイと共同して意思決定をするなどしていることから、ワンズウェイとユーウェルクは連携共同して上記の訪問販売をしています。

ユーウェルク及びワンズウェイは、連携共同して、消費者にまず安価な本件役務提供契約を締結させた上で、同契約に基づき学力診断テストの結果を提供するために消費者宅を訪問した際に高額の本件商品の売買契約の締結に係る勧誘を行うという一連の勧誘行為を行っています。

(2) 消費者の利益を不当に害するおそれがある行為の内容

中国経済産業局が認定したユーウェルク及びワンズウェイの特定商取引法に違反する行為のうち以下の行為は、消費者安全法に規定する消費者の利益を不当に害するおそれのある行為にも該当すると認められます。

ア ユーウェルク及びワンズウェイは、連携共同して、遅くとも令和元年6月以降、訪問販売に係る本件商品の売買契約の締結について勧誘をするに際し、長時間にわたり消費者宅に滞在して、当該契約を締結しない旨の意思を表示するのみならず明示的に消費者宅からの退去も求めた消費者に対し、あえてその場に同席させた消費者の子を動揺させる言動をするなどしながら、当該契約の締結について執ような勧誘をし続けることにより、消費者を、退去してもらうには契約を締結するしかないという心境に追い込んで契約を締結させています（威迫して困惑させる行為）。

イ ユーウェルク及びワンズウェイは、連携共同して、遅くとも平成31年2月以降、夜間に、3時間を超える長時間にわたり消費者宅に滞在し、本件商品の売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し執ように繰り返し勧誘を行うなど、訪問販売に係る本件商品の売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしています（迷惑勧誘）。

ウ ユーウェルク及びワンズウェイは、連携共同して、遅くとも令和元年7月以降、「受けられません」などと訪問販売に係る本件役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、引き続き当該役務提供契約の締結について勧誘をしています（再勧誘）。

2. エデュカルモチベーションズ、マインドライズ、エフェクトプラン及びシャインプロについて確認された事実

中国経済産業局による調査の結果、エデュカルモチベーションズ、マインドライズ、エフェクトプラン及びシャインプロについて、以下のことが確認されているため、ユーウェルク及びワンズウェイにおいて行われた上記1. の消費者の利益を不当に害するおそれのある行為と同種又は類似の行為が、今後、エデュカルモチベーションズ、マインドライズ、エフェクトプラン及びシャインプロにおいて繰り返し行われる可能性が高いと認められます。

(1) ユーウェルクは、エデュカルモチベーションズ、マインドライズ、エフェクトプラン及びシャインプロについても、その取り扱う商品又は役務にかかわらず、ワンズウェイと同様に、各法人と締結している業務委託契約に基づき、各法人に対して営業の手法を指導監督するとともに、各法人に営業の実施状況を日常的に報告させて管理監督し、当該営業の実施方針について各法人と共同して意思決定をすることなどにより、上記5法人の業務を一体的に指導監督し、上記5法人が行う訪問販売事業を統率しています。

(2) ユーウェルクが上記(1)のとおり統率する訪問販売事業において、現在は、ワンズウェイ、エデュカルモチベーションズ、マインドライズ及びエフェクトプランが本件商品及び本件役務を取り扱っていますが、シャインプロも、その取扱いを担当していた時期があり、ワンズウェイは、シャインプロの営業担当地域並びに本件商品及び本件役務の取扱いを担当していたシャインプロの社員を引き継いで、本件商品及び本件役務に係る訪問販売事業を行っています。

また、中国経済産業局による調査開始後、ワンズウェイは支店の一部を閉鎖し、他方で、エデュカルモチベーションズは、エフェクトプラン及びマインドライズが営業を担当していた地域の一部をそれぞれから引き継いで、本件商品の販売及び本件役務に係る訪問販売事業を開始しました。

このように、ユーウェルクが統率する訪問販売事業において、上記5法人の間では、訪問販売を行う担当地域の入替え、訪問販売で取り扱う商品又は役務の入替え及び社員の異動などが度々行われています。